

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談

2. 日時：令和5年1月5日（木）15時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、加藤原子力規制専門員

文部科学省

原子力課

横井原子力研究開発調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

高速増殖炉もんじゅ 廃止措置部 課長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

資料1 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書の
一部補正について（案）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	斉唱規制庁のカトウですそれでは本日の面談を始めさせていただきたい と思います。本日ですけれども事前にお送りいただきました資料廃止措 置計画の補正の案ですねこちら、
0:00:16	基本的にはこれまでの会合での指摘事項に加えましてですね、面談で行 った事実関係の確認の結果等を
0:00:27	明確化するような形で案をいただいているかと思いますがけれども、何か この場で追加で原子力規制減少機構の方からご説明したいことがあれば お願いします。
0:00:42	はい、原子力機構の城でございます。今加藤さんからご指摘いただきま した通り、これまでのですね当監視チーム会合後面談、ご審査いただい たコメントの反映等をした、現時点での最新2枚になりますけれども補正 の案ということになります。
0:01:02	それで機構内ではですねまだ来週に
0:01:07	大城航大全体での報告が残っておりますので、まだもしかしたら若干表 現の変更があるかもしれませんけれども、基本的には内容についてはほ ぼこれででき上がってるというふうに思っております。
0:01:21	それでこれまでのをご説明されて指摘させていただいてる中でですね、 前回の面談と監視部会合でのコメントの
0:01:35	すいません、反映内容についてご説明をさせていただきたいというふう に思いますのでよろしく願いいたします。
0:01:43	まずはですねお手元でございます補正のにつきましては1枚目鏡で、2 枚目が添付ということで2ポツのところにですね補正理由を大きなもの として5点ほど書かせていただいております。
0:02:01	その後に別紙ということで補正前後の比較をつけるという形で用意を させていただいております。この補正前後比較表につきましては
0:02:13	菊田の方にページ番号がありますけれども、このページ番号の
0:02:18	6ページをご参照いただきますと、こちらはですね廃止措置計画の本文 の5のところになりますけれども、
0:02:28	遮へい体等取り出し作業につきましては、燃料体取出しと同様の手順で やるんだというところをですね、記載をさせて補正をさせていただき たいというところでございます。
0:02:41	それで機構のコメントでですね今までもっとちょっと一行ぐらいの小シ ンプルな記載になっておったわけですがけれども、少し読んで理解がしや すくなるようにということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	ぎさを少し補強しています。
0:02:57	まずは裸燃料体取出し作業と同様に、遮へい体等を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業と、遮へい体等を炉外燃料貯蔵槽から取り出して、
0:03:10	燃料洗浄設備において付着したナトリウムを容器及び水によって線量し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業を繰り返すと、そのような記載にさせていただきます。
0:03:23	この記載につきましては、今の降灰措置計画の添付書類 1 にですね燃料体取出しの手順が書かれておりますけれども、そこに記載されてるものを基本的に参考にした、そのようなものでございます。
0:03:37	それと併せまして、
0:03:40	次にすいませんちょっと飛びますけれども 12 ページの方になります。
0:03:46	ここからはですね性能維持施設について書かれております本文の 6 でございますけれども、この中で第 2 パラグラフなんですけれども、
0:03:59	このためから始まっております。今後の廃止措置の進捗による、設備の要求条件、状況の変化を踏まえて、適宜、設備の維持運用について再評価を行い、
0:04:12	これまではですね最適な運用方針を選択するというふうになっておりましたけれども、この最適な運用方針を選択するということについても、機構内の審査の中でですねコメントが出まして、
0:04:25	よりわかりやすく記載するべきだということになりましたので、性能を維持する設備につきましては、プラントの状態や設備の状況に応じて、運用維持方法の変更や設備更新、
0:04:38	移設、改造を代替設備の移行といった選択肢の中から最適な運用、運用方針を選択するというふうに記載の補強をさせていただいているということでございます。
0:04:49	合わせまして次 16 ページの方になります。こちらは本文の 7 というところになります。それで両括弧 5 番にですね、リカバリープラン設備の保守管理というのがございます。
0:05:02	ここにつきましてこれまでは、一部の方機能特別な保全計画により維持管理するというふうにしておりましたけれども、この特別な保全計画というのは保安規定によるものだというふうに、
0:05:15	記載したいというふうに考えております。ただ、ちょっと今はですね保安規定の第 103 条、施設管理計画、6 ポツ 3 に定めるところでかなり細かく書いてしまっておりますけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	廃止措置計画全体を見渡すとですね、この保安規定参照してるところ幾つかあるんですが、この第 103 条というところまで細かくちょっと、
0:05:39	参照しているところは他にはありません。なので今日の記載はこのような感じになっておりますけれどもよろしければ、この 103 条というところはできれば削除させていただきたいなというふうに考えているという次第でございます。
0:05:55	あと、18 ページになります。こちら本文 11 というところで廃止措置の工程についてご説明をしているところです。
0:06:05	このうちの 1 ポツの廃止措置の工程というところの一番最後にですね、第一段階の実績評価の下、家件につきまして、ちょっと端的ですけども追記をさせていただいております。
0:06:18	内容としていたしましては、その結果 2018 年 8 月より実施してきた燃料体取出し作業は、2022 年 10 月に終了し、
0:06:28	これをもって第一段階に予定していたすべての作業を、当初計画より 2 ヶ月は
0:06:34	完了した、そのように記載をさせていただいたということでございます。
0:06:38	さらに飛びまして下のページで 44 ページになります。
0:06:44	これの生徒、M というところに水中燃料貯蔵設備の記載がございます。ここにですね、冷却機能の維持終了に係るプロセスというのを記載をさせていただいております、
0:06:57	維持終了に際しては強制冷却が不要であることの評価結果を、廃止措置計画に反映をして、変更認可を受けると、このように記載をさせていただいたということでございます。
0:07:09	最後、58 ページというところになりますけれども、こちらは添付書類 6 の中に別添として付けさせていただきます。エリアモニタリング設備の第二段階の性能維持の考え方。
0:07:25	について記載をしたところになります。
0:07:28	その両括弧 1 番として選定方針というのがありますけれども、ここの記載につきましては少し今までの記載ではわかりにくいところがございますのでここも記載の補強を機構内のコメントに基づいてしたと。
0:07:42	ということになっております。第 1 パラ分のところに、第 1 段階の状態 E について記載をさせていただき、
0:07:50	次の第 2 パラグラフでは第 2 段階のプラント状態どうなっているのかというのを記載しています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	少し読み上げさせていただきますと、第2段階においては、第一段階で炉心等からの燃料退避が完了したことに伴って、一次冷却系統内に新たな放射性物質が発生する可能性がない状態となる。
0:08:10	さらに、第二段階は羽鳥三木解体に向けて準備期間であって管理区域で中心となる作業は、
0:08:18	遮へい体等取り出し作業とバルクナトリウムの搬出であって、斜線管理という観点からは、第一段階、同程度の作業内容と考えられると。
0:08:28	このことから、放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、第一段階で同様に、今後実施する作業内容に応じて適宜、サーベイメーター等を使用した放射線測定を実施することで、
0:08:41	放射線管理上の対応が可能となるエリアが存在すると、これらのことを踏まえて、第二段階において性能維持すべきエリアモニターの選定にあたっては、放射線レベルが変動する可能性が著しく低く、
0:08:55	今後実施する作業内容に応じて適宜サーベイメーター等を使用した放射線測定を実施することで放射線管理が可能であることから、エリアモニターによる常時監視が不要と判断されるエリアについては、エリアモニターの運用を停止をし、
0:09:10	それ以外のエリアモニターは性能を維持すると、相馬このような形でですね少しわかりにくかったところを補強をさせていただいたということになります。
0:09:20	その他、このIVページがですね64ページぐらいまでが、本文関係になりまして65ページ以降は、
0:09:30	第6-1を、がついてるということになりますけれども、この第6-1章関係につきましては内容の大きな変更はございません。機構側からの説明は以上でございます。
0:09:43	院長規制庁カトウでご説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何か質問コメント等ございますでしょうか。
0:09:54	はい。こちらまで確認させていただきましてよりわかりやすくなったのかなと思います。具体的な内容につきましてはですね実際に補正申請を提出いただいてからこちらの方で厳正に、
0:10:06	審査をさせていただきたいと思いますので
0:10:10	まだ新センターで手続き社内手続き等あるということですので、それを踏まえてですねより、
0:10:17	確度を高めてですね申請をしていただければというふうに思います。市長からは以上ですけれども機構から何かありますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:28	原子力機構の城でございます。承知いたしましたもう少し内容をですねしっかり精査をさせていただいて、しっかり計画的にですね、できるだけ早めにPDFで申請させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
0:10:46	原子炉規制庁加藤ですよろしくお願いいたします。それでは本日の面談以上で終了にしたいと思いますどうもありがとうございました。どうもありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。